

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三 一の項中「二十七円」を「二十六円」に、「八十八円」を「八十九円」に改め、同表二の項中「一万七千八百円」を「一万七千百円」に、「七千四百円」を「七千円」に改める。

別表第四中「百五円」を「百八円」に、「七十五円」を「七十七円」に、「十八円」を「十九円」に、「四十七円」を「四十八円」に、「九十四円」を「九十七円」に、「三十七円」を「三十八円」に、「七百五十二円」を「七百七十六円」に、「十一円」を「十二円」に、「千百七十五円」を「千二百十二円」に改める。

別表第五 一の部(二)の項中

「キャンプ場	
デッキテントサイト	
一般	小学生及び中学生
一人一泊	
三百円	百五十円

を

改める。

キャンプ場					
バンガロー	フリーテントサイト		デッキテントサイト		
	中学生	小学生及び	一般	中学生	小学生及び一般
一室一泊	一人一泊				
円 一万二千	四百円	八百円	五百円	千円	

フリーテントサイト		
中学生	小学生及び	一般
百円	二百円	

に

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。